

第39号議案

品川区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年6月23日

品川区長 濱 野 健

品川区手数料条例の一部を改正する条例

品川区手数料条例（平成12年品川区条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表(2)の表21の項を削る。

別表(4)の表30の項中「第12条第2項」を「第12条第4項」に改め、同表32の項中「第13条第3項」を「第13条第4項」に改め、同表34の項中「第14条第9項」を「第14条第15項」に改め、同表36の3の項中「第39条第4項」を「第39条第6項」に改め、同表36の4の項中「第1条の5第1項」を「第2条の3第1項」に改め、同表36の5の項中「第1条の6第1項」を「第2条の4第1項」に改める。

付 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。ただし、別表(4)の表の改正規定は、同年8月1日から施行する。

（説明）個人番号カードに関する再交付手数料を廃止するほか、規定を整備する必要がある。